公契約条例の研究

「公契約条例」のすすめ 「愛顔を分かち合う愛媛県」を目指して ~

1 公契約条例の目指すもの

少子化対策の要望上位|

公契約条例

○ 1位「仕事と家事・育児が両立できる

労働条件の確保

男女ともに**働きやすい環境づくり**」(40.8%)

○ 2位「若年者の**賃金給与の上昇**」(36.9%) **賃金水準の確保**

令和5年3月公表の「愛媛県政に関する世論調査報告書」

2 公契約条例とは

○ 公契約に係る手続を通じて、政策(労働条件と賃金水準の確保等)実現に 必要な事項を定める条例

類	型	理 念 型	賃金条項(契約介在)型	
手 法		○労働条件等確保は受注者の責務 ○取組みの評価と実績確認	○ 同 左 ○確保すべき賃金下限を契約に記載	
		(9県)	(都道府県ではなし)	
メリッ	<i>/</i>	○社会的に受け入れやすい。予算小	○賃金水準の確保に直接的	
デメリット		○賃金水準の確保の効果不明	○契約金額の高止まり、予算増	

3 愛媛県における公契約条例

少子化対策の要望(労働条件と賃金水準の確保等)に部局横断的に対応

- 労働条件確保に取り組む事業者を受注者決定の際に優遇(他県で成果) 評価項目の追加:ワークライフバランス(新ひめボス宣言取得等)
- 〇 取組み実績の確認(工事請負で定着)

業務委託でも労働条件の取組み実績を確認

		事業者の取組の評価対象	取組実績の確認対象
工事	事請負	地域貢献度 等	社会保険加入状況の確認
(総合評価落札方式)		【追加】ワークライフバランス	法定福利費の計上確認
業	(プロポーザル方式)	【追加】ワークライフバランス	_
務			
委	(3000 万円以上)	_	【新規】社会保険加入等努力義務
託			【新規】 <mark>時給の確認</mark>